2 我が国のスポーツプロモーション

スポーツプロモーション（sport promotion）とは、スポーツの普及・促進、発展を意味するが、ここではあえて「振興」という用語を用いない。「振興」という用語は、社会の中におけるスポーツの発展が、それ以外の何か特別な目的のために奮い起こされたり、盛んにさせられたりする必要性のみを強調しがちだからである。これからのスポーツは、スポーツそれ自体と人びとが直接かかわる実感や受けとめ方（＝当事者性）を大切にし、その中でその意味や価値を明らかにしながら必要な考え方や思想を促進し、発展させていくこと、すなわちプロモーション[1]という概念が重要になってくると考えられる。ここでは、そのようなスポーツのプロモーションを実現していく前提を明らかにしながら、世界の動向および日本の現状について知り、これからの我が国の課題や展望について理解してみよう。

1 2011年6月に公布された「スポーツ基本法」では、これまでのスポーツ「振興」という用語に代わって、スポーツ「推進」という用語が用いられている。これは、本章で用いる「プロモーション」とほぼ同様な意味合いを持っていると考えられる。

1 グローバリゼーションと日本のスポーツ

1）スポーツのグローバリゼーション

グローバリゼーション（globalization）とは、私たちの暮らしに関連する物事やしくみ、あるいは考え方や行動といったものが、地球規模のレベルで普及したり、受けとめられたりする過程や様子を指している。この言葉は、1980年代に入ってから徐々に使われるようになってきたが、1990年前後[2]から社会主義諸国が自由主義的な経済システムを取り入れるようになっていくにつれて、主に経済などのシステムが国境を超えて世界的に共通なものになっていく動きを表す言葉として盛んに用いられるようになってきた。

しかし、このようなグローバリゼーションの定義からすれば、もっとも早く、しかもわかりやすい形で「世界に共通なもの」として人びとに受け入れられている文化が、スポーツだといえよう。例えば、2008年の北京オリンピックでは204の国・地域が参加したが、これは政治的な国際機関である国際連合の加盟国193ヶ国（2011年）を上回る数である。だから、私たちは今日、世界中どこの国を訪れても「スポーツ」という言葉さえ口にすれば、その意味を理解してもらえるのである。このことは、世界のどの言語においても「スポーツ」という言葉が、翻訳されて完全に別の言葉に置き換えられなかったということを意味している。スポーツは、まさに「世界の共通語」なのである。

18世紀から19世紀にかけてイギリスで発祥した現在のスポーツは、このようにグローバリゼーションのさきがけとなった文化であった。では、たかが遊びから発生して、そのしくみを整えていったスポーツが、なぜこれほどまでに世界中の人びとから「スポーツ」として受け入れられていったのであろうか。世界に暮らす人びとやその国、地域、あるいは社会にとって、スポーツはどのような意味や価値を持つのであろうか。少なくとも、スポーツのグローバリゼーションは、スポーツという文化が世界中の人びとの社会のしくみや暮らしにとって共通の魅力や価値があるからこそ引き起こされた現象であろう。また、それらが、スポーツをプロモーションする大きな原動力となっていることに注目しておく必要がある。

2 1989年に旧東ドイツの首都ベルリンに築かれていた壁が崩壊したのを皮切りに、翌90年に東西ドイツが統合され、91年にはソビエト連邦が崩壊して独立国家共同体に移行した。なかでもロシア連邦は、その最大の国家として独立した。

では、それぞれの国や地域では、どのようなスポーツの受け入れ方がなされ、それがどのようにプロモーションされてきたのであろうか。ここではまず、我が国の場合においてスポーツプロモーションの前提となる歴史的なスポーツの受けとめ方や戦後のスポーツ人口の動向について考えてみよう。

2）日本のスポーツの受けとめ方と発展

日本のスポーツは、主に学校教育の内容を構成する体育として受けとめられてきた。知育・徳育・体育という言葉に代表されるように、明治期以降、学校教育の中で体育は、青

少年の身体に対する刺激を通じて体力の向上や集団秩序を学ぶ重要な教科として位置づけられ、スポーツはその重要な手段的内容となった。また、課外活動においてもスポーツは、学校の名誉や青少年の健全育成といった目的のために奨励されてきた。少なくとも戦前においてスポーツは、教育＝体育の目的を達成する手段として国家が奨励するものであった。競技スポーツそれ自体への国の資金的援助[3]は、1921（大正10）年の第5回極東選手権競技大会まで待たなければならなかったが、これもまたその後の日中戦争や第二次世界大戦のつながりで考えれば、国家主義的なスポーツの奨励と結びつくものであった。

戦後日本のスポーツプロモーションは、1949（昭和24）年の**社会教育法**に規定された社会教育の一環として、体育およびレクリエーション活動（＝社会体育）を奨励することから始まった。この法律で社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）」と定義されている。すなわち、スポーツプロモーションは、「組織的な教育活動」としてスポーツ活動が認められた場合にのみ「社会体育」として奨励されるという考え方であった。その組織の中心は、体育行政を担う文部省（現文部科学省）であり、各地方自治体の教育委員会であって、法人格[4]を持った民間団体（例えば、日本体育協会や日本レクリエーション協会など）が補助金によって一部の事業を肩代わりするという状況であった。

3 日本が初めてオリンピックに参加した第5回ストックホルム大会（1912年）のときでさえ、当時の文部省から資金援助は受けられなかった。

4 人ないし財産からなる組織体に法律上の人格を認め、権利能力が与えられたもの。理事その他の機関を有し、生物としての人と同じように法律行為を含むさまざまな経済活動を行うことができる。

その後、1961（昭和36）年には3年後の東京オリンピック開催をにらんだ**スポーツ振興法**が制定された。この法律は、我が国初のスポーツのみを対象とした振興方策を示したものであったが、ここでもスポーツは「運動競技及び身体活動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの」を指し、基本的には先に見た社会教育法の定義と変わらない教育目的の強いスポーツの振興を図ろうとしたといえるであろう。

ところが、1965（昭和40）年から1979（昭和54）年までの間に人びとの運動・スポーツの実施状況は、そのような振興の教育的な意図や目的と必ずしも一致しないところで飛躍的な伸びを示し、その後今日まで一定の割合（65～70%）で推移している（**図1**、但し2005年以降は75%を超えている）。このように我が国のスポーツ状況は、1980年代前後を境にしてこれまでの量的増大から質的充実に向けて確実に変化しており、その変化に応じたスポーツの振興からプロモーションへの切り替えを求めている。この切り替えは、スポーツのグローバリゼーションにふさわしい日本のスポーツの発展を考える上でもたいへん重要であり、そのための本格的なマネジメントが必要とされているのである。

図1●年間における運動・スポーツの実施状況の推移（1965-2009年）

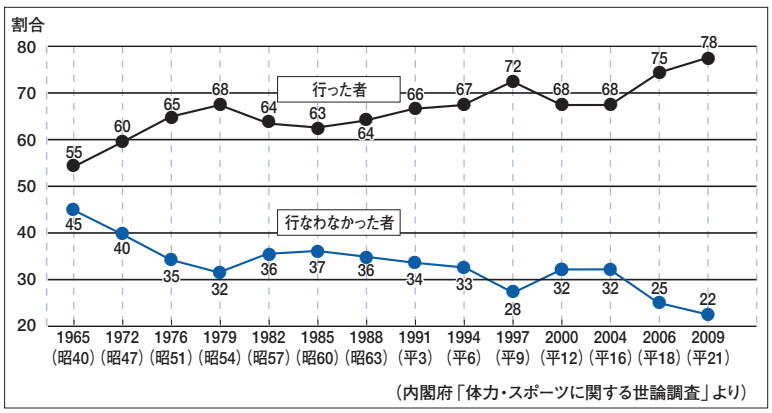

（内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」より）

2 諸外国のスポーツプロモーション

1）欧米諸国のスポーツプロモーション

ヨーロッパでは、伝統的に生活福祉の立場からスポーツへの参加を基本的な人権としてとらえる傾向がある。スポーツのヨーロッパ会議では**みんなのスポーツ（Sport for All）憲章**（1975年）を制定し、この第1条に「すべての個人は、スポーツを行う権利を有する」と規定している。また、それに先立つメキシコオリンピック・スポーツ科学会議（1968年）では**スポーツ宣言**が採択され、スポーツとは

「プレイの性格を持ち、自己または他人との競争、あるいは自然の障害との対決を含む運動である」と明確に定義し、スポーツのプレイ（遊び）としての性格を強調した。このスポーツが人間にとってプレイとしてかかわることを強調するところに、ヨーロッパのスポーツプロモーションの出発点があり、それに基づいてヨーロッパ諸国が共通に抱える民族・移民や福祉にかかわる諸問題を解決していこうとするのである。

このような政策的傾向は、その後1992年に制定された**新ヨーロッパ・スポーツ憲章**にも引き継がれるが、この憲章ではさらにヨーロッパ社会の大きな変化とそれに果たすスポーツの重要な社会的役割が強調されている。すなわち、1990年前後に起こった東西冷戦の対立構造の崩壊、EU（ヨーロッパ連合）の誕生と拡大、さらなる都市化と高齢化の進行、情報化社会の進展、移民労働者や多民族の問題、自由時間の増大に伴う社会基盤の変化や個人の価値観・ライフスタイルの変化などにスポーツが果たす役割が期待されたのである[1)]。政治的、経済的なヨーロッパの統合政策は、文化的な統合のシンボルとしてグローバルなスポーツの社会的性格を必要とし、その普及（＝大衆化）によって移民や多民族との摩擦を避けようとしたり、多様な個人のレジャー欲求に応えようとしたりしている。また一方で、競技スポーツ・レベルの向上（＝高度化）とそれをめぐる諸問題の解決をめざす政策は、同じくヨーロッパ全体の象徴的なイメージアップとともに、他方では統合における各国のアイデンティティ（同一性）強化につながる。そのため、例えばトップレベルおよびプロスポーツに対する支援、サッカー・フーリガン[5]に代表されるスポーツ観戦者の暴力問題やドーピングに対する対策、スポーツ倫理の強調などが謳われているのである。

さらに、ヨーロッパ各国ではこの新憲章制定と前後して、スポーツプロモーションがそれぞれの国の自立性や福祉の向上といった社会問題の解決につながるとの立場から、フランス（1984年）、スペイン（1990年）、ポルトガル（1990年）といった国々で『スポーツ基本法』を新たに制定した。ドイツでは、（当時は西ドイツで）1960年代に15年間の国家的なスポーツプロジェクトとしてスポーツ施設建設やスポーツクラブ育成を図ろうとする『ゴールデンプラン』が実施されたが、東西ドイツの統合（1990年）によって新たに『東のゴールデンプラン（旧東ドイツ・スポーツ振興計画）』（1992年）が制定され、スポーツ環境の東西格差を是正する政策が打ち出されている（**表1**）。

また、スポーツに対して基本的に大々的な国家政策を打ち出してこなかったイギリスでさえ、1995年に当時の首相自らが『国家スポーツ振興計画（Sport: Raising the Game）』を

5 近代サッカーの発祥地イギリスを中心にして世界中に広がっている、サッカー観戦時に暴れまわる一群の人びと（hooligan）のことで、多数の死傷者が出る場合もある。

表1●欧米諸国のスポーツプロモーションに向けたビジョン（1990年以降）

ドイツ	・東のゴールデンプラン（Golden Plan Ost） —旧東ドイツ・スポーツ振興計画 ・ゴールデン・プログラム	1992年 2000年
イギリス	・国家・スポーツ振興計画（Sport: Raising the Game） ・ゲーム・プラン（Game Plan） —スポーツや身体活動に関する政府目標到達戦略 ・子どもたちのための体育・スポーツの新戦略 （Prime Minister, the new Physical Education and Sport Strategy for Young People: PESSYP） ・勝利を楽しむ（Playing to win: A New Era for Sport）	1995年 2002年 2007年 2008年
フランス	・スポーツ総合サービス計画 ・スポーツ法典	2002年 2006年
イタリア	・2000年に向けてのスポーツ・ビジョン	1997年
アメリカ	・ヘルシーピープル2000（Healthy People 2000） —健康増進・疾病予防に関する国家目標 ・ヘルシーピープル2010（Healthy People 2010） ・ヘルシーピープル2020（Healthy People 2020）	1994年 2000年 2010年
カナダ	・アクティブ・リビング（Active Living） ・スポーツ推進計画（Sport: The Way Ahead） ・カナダ・スポーツ政策（Canadian Sport Policy）	1990年 1992年 2000年 2002年～2012年
オーストラリア	・アクティブ・オーストラリア（Active Australia） ・オーストラリアスポーツ：成功への道 （Australian Sport: The Pathway to Success）	1994年 2008年

（池田,1999,p.90表の改変,及び文部科学省委託調査,2011を参照）

表2●アジア諸国のスポーツプロモーションに向けたビジョン（1990年以降）

中国	・オリンピック・メダル争奪計画 ・全民健身（国民健康づくり運動）計画綱領 ・中国体育法	1994年 1995年 1995年
韓国	・国民体育振興5ヶ年計画 ・文化ビジョン	1993年 2008年
ラオス	・スポーツ振興マスタープラン	1993年
マレーシア	・ラカムダ（Rakann Muda, Young Partners）	1994年
シンガポール	・スポーツ2000年振興計画 （From Sport for All to Sport Excellence 2000） ・生涯スポーツ振興計画（Sport for Life Program）	1992年 1996年
タイ	・第3次スポーツ振興計画	2002年

（池田,1999,p.90表の改変,及び文部科学省委託調査,2011を参照）

発表し、① 学校体育・スポーツの改革、② 学校と地域スポーツの連携強化、③ 高等教育機関におけるスポーツ振興、④ トップアスリートの育成、といった 4 つの項目について基本的な政策提言を行っている。今日までの政策の特徴としては、① 大衆化レベルのプロモーションにおいて学校を中心とした教科内容や課外スポーツの充実を図ること（子どもの週5時間運動計画）、② 高度化レベルのプロモーションにおいて高等教育機関の役割を高めながら育成の充実を図ること、の 2 点があげられる。我が国では、体育やスポーツのプロモーションの中心を学校から地域へシフトしようとする動きが見られるが、イギリスではむしろ学校体育や課外スポーツの充実、大学スポーツを拠点とする強化対策に重きが置かれる傾向がある。このようなイギリスにおけるスポーツプロモーションの動向は、2000年以降の諸施策においても引き継がれている（**表 1**）。

北米のアメリカやカナダでは、主に健康増進や疾病予防に関連して身体活動やフィットネス運動が国家的なレベルで奨励されている。とくにアメリカでは、1970年代後半の大統領諮問委員会によるPhysical Fitness（フィジカル・フィットネス）運動に代表されるように、早くから国民全体の生活習慣病に対する運動の効果に注目した。これがその後の保健福祉省公衆衛生局を中心とした『Healthy People 2000』や最新の『Healthy People 2020』に引き継がれ、健康国家建設のための継続的なプロジェクトの対象として運動やスポーツが取り上げられている。一方、カナダでは、アメリカと同様に健康のための身体活動プログラムを積極的に奨励しつつ、2012年を目標にしてヨーロッパ諸国にみられるような大衆化レベルでのスポーツ経験の楽しさを強調することによるスポーツ人口の量的増加をめざすとともに、継続的に競技スポーツの高度化をめざす政策に取り組んでいる（**表 1**）。

2）アジア諸国のスポーツプロモーション

欧米諸国だけでなく、アジア諸国においても1990年代以降、21世紀のスポーツプロモーションに関するビジョンが次々に発表されている[2)]。**表2**に示された中国、韓国、シンガポール、ラオス、マレーシアなどは、総じて国家の政治経済的な安定を背景にして競技スポーツと生涯スポーツ双方の観点からプロモーションを展開している。

とくに、中国では1995年に『中国体育法』及び『全民健身計画綱領』を制定し、5年毎に中国体育事業5ヶ年計画が策定されている。また、2008年北京オリンピックで中国は51個の金メダルを獲得したが、この成果は1994年から今日まで継続して行われている『オリンピック・メダル争奪計画』によるところが大きい。一方、韓国では、1988年ソウルオリンピックを契機として『国民生活体育振興総合計画（通称、ホドリ計画）』が策定され、生涯スポーツの推進にも目を向け始めた。その後、第1次から第3次までの『国民体育振興5ヶ年計画（1993～2008年）』により競技スポーツと生涯スポーツの均衡あるプロモーションがめざされた。近年の『文化ビジョン（2008～2012年）』では、とくにスポーツ産業の育成が施策として取り上げられている[3)]。

東南アジアでは、ラオスが2005年を目標としたスポーツ施設や指導者養成など基本的なインフラ整備に着手し、シンガポールでは青少年、婦人、高齢者、身障者をターゲットにしたスポーツプログラムの提供を重点的に展開している。また、マレーシアでは2020年を目標とする壮大な計画のもとに青少年のライフスタイル改善キャンペーンをスポーツや武道などを取り入れながら行っている。

3 日本のスポーツプロモーション

1）戦後日本のスポーツプロモーションの特徴とその歴史社会的背景

戦後日本のスポーツプロモーションは、前述したように教育の枠内でスポーツをとらえ、体育という概念でスポーツを振興させようとするものであった。その一方で、スポーツそれ自体に対する見方や考え方は、このような

図2●戦後日本のスポーツに対する考え方の推移とその背景

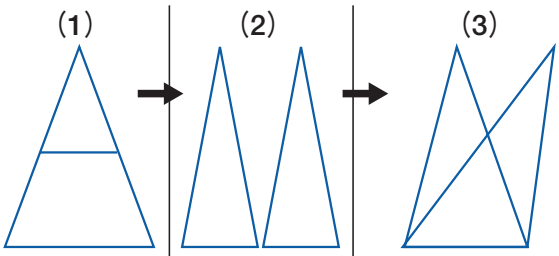

	(1)	(2)	(3)
	(～1960年代)	(1970～80年代)	(1990年代～)
	ピラミッド型	分裂型	連峰型
スポーツ観	エリートスポーツ	みんなのスポーツ	生涯スポーツ
価値	to survive to have	to be	to be with
経済	高度経済成長	低経済成長への移行	低経済成長の定着
地域	過疎・過密・bed town	地域の再編・郊外	新たな地域づくりへ
産業構造	第2次産業中心	第3次産業への移行	情報産業中心へ
人口構造	ピラミッド型人口	高齢化社会	超高齢社会へ

地域スポーツ施策：(1961) スポーツ振興法 → (70～) 三鷹方式 → (2000/9) スポーツ振興基本計画 → (2010/8) スポーツ立国戦略 → (2011/6) スポーツ基本法

スポーツを教育の手段とする体育的な考え方に影響されつつ、何よりも勝敗の結果にこだわって勝つことを唯一の価値ととらえる勝利至上主義やそれにつながる技術中心主義、あるいは卓越した技能を発揮するエリートしかスポーツができないと考えるエリート主義に偏る傾向がみられた。

しかし、このようなスポーツ観は、何もスポーツの世界だけで形成されたわけではなく、**図2**にみられるように戦後日本社会の経済の動きやそれに伴う地域、産業、人口などのしくみや働きと深い関係をもって形成されている。我が国のスポーツプロモーションの特徴や問題点を深く考えるためには、このような歴史社会的な背景とのつながりを十分に踏まえておく必要がある。

① ピラミッド型・エリートスポーツ（1960年代まで）

1960年代までのスポーツプロモーションは、スポーツのしくみ（＝体制）や発展をスポーツの高度化だけのレベルで考えようとする特徴があった。この考え方は、日本にスポーツが移入された明治期以来、根強く競技スポーツ関係者の間に存在している。一般のスポーツ愛好者は、頂点（トップ）からみて「グラスルーツ（草の根）」とか「底辺」とか呼ばれ、その量的拡大が自然成長的にトップのレベルを引き上げると考えられた。このようなエリートスポーツのあり方を当たり前のこととしてみる社会的背景には、社会全体が生き残りをかけて（＝to survive）、あるいはモノを所有する豊かさを求めて（＝to have）激しく経済的な競争を展開し、その達成に満足しようとする考え方がある。また、スポーツは、とくに数多い若者（男性中心）の活動対象として格好の内容（＝刺激）を提供すると考えられ、戦前に引き続き学校の課外活動（運動部活動）や企業がエリートスポーツを支える基盤となった。

② 分裂型・みんなのスポーツ（1970～80年代）

1970年代に入ると日本の高度経済成長は安定期に入り、70年代半ばから後半にかけての石油ショックを契機として低経済成長に移行していく。また、人口の高齢化や第二次産業から第三次産業への推移のなかで、人びとは自分の生き方や暮らし方に徐々に目を向け始め、自分がどうあるべきか（＝to be）という自己実現の欲求を大切にしようとする志向をもち始めた。スポーツプロモーションでは、ちょうどこの時期に、前述したヨーロッパの“Sport for All”運動が紹介されたこともあり、地域を中心とした愛好的なスポーツクラブが行政の主導のもとで組織化され始めた。これは既存のスポーツ組織の下部組織ではなく、スポーツの高度化とは別の形で、あるいはこれと分裂する形でスポーツ参加人口を広げていこう

とするものであり、各自治体レベルでニュースポーツの開発やスポーツ教室からスポーツクラブへの移行が積極的に推進された[6]。

③ 連峰型・生涯スポーツ（1990年代以降）

1990年代になると、バブル経済の崩壊とともに日本の低経済成長は定着し、社会の高齢化は一層進み、これまでスポーツプロモーションを支えてきた公的資金（＝税金）の財源不足が深刻な問題となってきた。社会に対する政策全般にわたる民間活力の導入が叫ばれるなかで、あらゆる側面で社会のしくみや働きが細分化し、横のつながりを失い、超高齢化社会の進行とともに人びとの孤立感が次第に深まる傾向が生まれてきた。そこで、人びとは共に支えあいながらそれぞれの個性や環境を生かしていこうとする「共生」の価値観に基づいて、生活の基盤となる地域との関係や社会の各組織の働きを再度見直そうとし始めている。

スポーツプロモーションでは、生涯スポーツの重要性が叫ばれるとともに、これまでの学校や企業中心のスポーツ組織から地域スポーツ組織の自立化を促す方向が目指された。そこでは、スポーツの高度化と大衆化による組織的な分裂や対立を超えて、人びとの「スポーツ」それ自体への共通なかかわり（スポーツに対する愛好的志向）を大切にしながら、そこから派生し発展する多様な志向性を共存させようとする新たな組織として、これまでのクラブのあり方を再考する**総合型地域スポーツクラブ**の構想が打ち出されたのである。それは、具体的には、1つのクラブに多種目・多世代・多志向のグループが共存し、いつでも、どこでも、だれでもが、いつまでもスポーツに参加できる地域スポーツクラブとしてモデル化された[7]。

以上のような戦後の我が国におけるスポーツプロモーションの特徴とその推移は、現実的にはさまざまなズレや重なりを伴いながら現れ、今日に至っている。

一方、1998（平成10）年には**スポーツ振興くじ（通称トト、toto）**[8]が導入・施行され、スポーツプロモーションの新たな財政的基盤として期待された。このような背景のもとで、スポーツ振興法（1961年）に規定された「文部大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする」（第4条）という条文が、その約40年後の2000（平成12）年9月にようやく**スポーツ振興基本計画**として示されることになったのである。

一方、スポーツを直接的なプロモーションの対象とした施策ではないが、2000（平成12）年3月には厚生省（現厚生労働省）から**21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）**が示され、健康を維持・増進する身体活動や運動の目安や目標が具体的に掲げられた。この健康日本21は、2002（平成14）年の**健康増進法**の制定に結びついた。

2）スポーツ振興基本計画の策定とその推移

スポーツ振興基本計画では、21世紀初頭における2010（平成22）年までの10年間の政策目標とその達成のための具体的方策が、おおむね次のように示された。

① 生涯スポーツ社会実現に向けた地域におけるスポーツ環境の整備充実方策として、成人の週1回以上のスポーツ実施率50%をめざす。そのため、2010年までに全国各市町村に総合型地域スポーツクラブを少なくとも1つは育成する。

② 我が国の国際競技力の総合的な向上方策として、オリンピック競技大会のメダル獲得率3.5%をめざす。そのため、一貫指導システムを構築し、ナショナルレベルのトレーニング拠点を設置して育成・強化を図る。

③ 生涯スポーツおよび競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策として、学校と地域やスポーツ団体との連携を推進する。

また、2006（平成18）年9月の改訂では上記③の目標に代わって、「スポーツ振興を通じた子どもの体力の向上方策」が加えられ、子どもの体力低下に歯止めをかけるとともに、

6 スポーツ教室から自主運営によるスポーツクラブを結成していく方式で有名なのが、1970年代以降、東京都三鷹市を中心にして展開された「三鷹方式」である。

7 総合型地域スポーツクラブの定義としては、その他にも活動拠点としての施設やクラブハウスがあること、指導者が配置されていること、地域住民によって主体的に運営されること、身近な生活圏として中学校区程度を活動範囲とすること、などがあげられている。

8 サッカーJリーグの公式試合の結果やゴール数などを予測して、的中した者に配当されるくじ。くじの収益金は我が国のスポーツ振興全体のために使用される。

運動をする者としない者との二極化現象を解消することがめざされた。

この間、上記①の総合型地域スポーツクラブの設置目標にかかわる全国市町村の設置率は、2011（平成23）年7月現在、市レベル（東京23区を含む）で90.9%、これに町村を加えると75.4%となっている（文部科学省「平成23年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」による）。また、スポーツ実施率については、2009（平成21）年の全国調査で週1回以上運動・スポーツを行う成人の割合が45.3%となっている（内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」による）。上記②については、1990年代から計画されていた国立スポーツ科学センター（Japan Institute of Sports Sciences, 通称JISS）が2001年4月に設立され、2008年1月には強化拠点としてナショナル・トレーニングセンター（National Training Center, 通称NTC）が開所された。

このような計画目標達成のための条件整備や目標到達への努力は、徐々にその成果を上げつつあるようにみえる。しかし一方で、我が国初の国によるスポーツ振興基本計画の策定とその成果との関係は、条件整備を計画に従って行ったとしても、これがすぐに量的、あるいは質的な成果に結びつくような単純なものではない。また、上記③及び改訂されたスポーツ振興基本計画における「子どもの体力向上方策」の成果を含め、我が国のスポーツ振興基本計画の性格、目標、内容、方法等のあり方については、その実効性ばかりでなく、そもそも国の基本計画の水準や評価のあり方、あるいは現状のとらえ方などにさらなる基本的な科学的検討と検証が求められているのではないかと考えられる。

3）スポーツ立国戦略からスポーツ基本法へ

ところで、スポーツ振興基本計画の最終目標年である2010（平成22）年8月に文部科学省は、**スポーツ立国戦略**を策定し公表した。この背景には、すでにほぼ半世紀を経たスポーツ振興法が国内外のスポーツを取り巻く状況の変化に十分に対応し切れていないことがあげられよう。我が国をはじめとする先進諸国が直面する経済情勢の低迷や政治的不安定、あるいは超高齢社会のよりいっそうの進展は、前述した欧米諸国のスポーツプロモーションにみられるように文化としてのスポーツが果たすグローバルな政治的・経済的課題に及ぼす好影響や、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造と運動到達目標の達成による健康問題への好影響などを期待するようになるからである。長らく低経済成長が続きこれが定着する日本社会のなかで、スポーツはこれからの国家のあり方を内外に方向づけるきわめて重要な文化戦略の一環として位置づけられた。このような、いわば「スポーツ立国」を形成していくために、新たなスポーツ文化の確立が目標とされ、戦略対象としての人（する人、観る人、支える・育てる人）を重視した5つの重点戦略が、以下のように示されたのである。

① ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
② 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
③ スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
④ スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
⑤ 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

このようなスポーツ立国戦略の策定内容を踏まえて、これらを実現していくためには新たな法制度・税制・組織・財源などの体制整備が必要とされた。具体的には、スポーツ基本法の制定、スポーツ事業にかかわる免税措置、総合的なスポーツ行政体制（例えば、スポーツ省・庁の設置）、スポーツ振興財源のあり方等々の検討が念頭に置かれていたのである。

4）スポーツ基本法の成立とその特徴

以上述べてきたように、我が国のスポーツプロモーションは、1961（昭和36）年以来ほぼ半世紀の間その方向性を水路づけてきたスポーツ振興法体制が終わり、2011（平成23）年6月に公布され同年8月に施行された**スポーツ基本法**体制に移行した。その骨子は**表3**に

表3●「スポーツ基本法」の骨子

1　前文
・スポーツは、世界共通の人類の文化である。
・スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動。
・スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利。
・スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たす。
・地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらす。
・スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。
2　総則（第１章）
・基本理念
・国、地方公共団体の責務
・スポーツ団体の努力
・国民の参加、支援の促進
・関係者相互の連携、協働
・法制上の措置等
3　スポーツ基本計画等（第２章）
・文部科学大臣によるスポーツ基本計画の策定
・地方公共団体による地方スポーツ推進計画の策定努力
4　基本的施策（第３章）
・スポーツ推進のための基礎的条件の整備等（指導者の養成等、スポーツ施設の整備等、学校施設の利用、スポーツ事故の防止等、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決、スポーツに関する科学的研究の推進等、学校体育の充実、スポーツ産業の事業者との連携等、スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進、顕彰）
・多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（地域スポーツ振興のための事業支援、「地域スポーツクラブ」支援、スポーツ行事の実施及び奨励、体育の日の行事、野外活動・スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）
・競技水準の向上等（優秀なスポーツ選手の育成等、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会、国際競技大会の招致・開催の支援等、企業・大学等によるスポーツへの支援、ドーピング防止活動の推進）
5　スポーツの推進に係る体制の整備（第４章）
・スポーツ推進会議
・地方自治体のスポーツ推進審議会等
・スポーツ推進委員
6　国の補助等（第５章）
7　附則
・スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討
—スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等

示すとおりであるが、スポーツ基本法が示す我が国の21世紀におけるスポーツプロモーションのあり方にとって重要な特徴をまとめると、以下のようになろう。

① 前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとしたこと。

② 同じく前文において、スポーツが「我が国の国際的地位の向上に極めて重要な役割を果たす」としたこと。

③ 国・地方公共団体の責務を規定すると同時に、スポーツ団体の努力による主体的なガバナンスを要求していること。

④ 従来のスポーツ振興という用語を用いず、スポーツ推進という用語に統一することで、例えば体育指導委員をスポーツ推進委員に名称変更するなど、スポーツプロモーションの概念を全体的に強調したこと。

⑤ 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体のみならず民間事業者を含めた幅広い関係者相互の連携及び協働に向けた努力を求めていること。

⑥ 国は優秀なスポーツ選手や指導者等に対し、生涯にわたってその能力を幅広く活用するための支援や環境整備の促進、その他の必要な措置を講ずるとしたこと。

⑦ 附則において、スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方について検討するとし、政府の行政改革の基本方針との整合性を配慮しつつスポーツ庁の設置に初めて言及したこと。

以上のような特徴からみると、スポーツ基本法の内容は、前述したスポーツ立国戦略との関係から構成され、特に、文化、権利、地位、推進、連携・協働（ガバナンス）、活用、スポーツ庁などが主なキーワードとなってスポーツプロモーションが展開されていくことを示していると理解されよう。

しかしながら、その内容をさらに検討していくと、例えば前文において、一方では「スポーツは、世界共通の人類の文化である」「すべての国民がその自発性の下に」としながら、他方では「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とするなど、スポーツに対するとらえ方には明らかな矛盾もみられる。2012年3月までにはスポーツ基本法に基づく**スポーツ基本計画**が策定される予定（2012年2月現在の「中間まとめ」骨子は、**表4**を参照）だが、プロモーションの対象としてのスポーツ文化をどのよう

な整合性と一貫性のある定義内容とするのかは、基本計画策定の根本的な方向性と内容構成にかかわる基本的な課題となるように思われる。

5）スポーツ宣言日本（日本体育協会・日本オリンピック委員会）がめざすもの

さて、これまで述べてきたスポーツ基本法が国や政府といった、いわば官の立場からのスポーツプロモーションを方向づけるものだとすれば、日本体育協会や日本オリンピック委員会といったスポーツ統括団体は、いわば民の立場からそれを方向づけてきた経緯がある。例えば日本体育協会は、国のスポーツ振興基本計画における生涯スポーツの振興を主に焦点化する形で、2001（平成13）年1月に**21世紀の国民スポーツ振興方策**を策定し、2008（平成20）年3月にはその改定版である同名の『スポーツ振興2008』を著した。また、日本オリンピック委員会は、同じく国際競技力向上施策を主に焦点化する形で、2001（平成13）年5月に**JOCゴールドプラン**を策定し、ナショナル・トレーニングセンターを拠点としながら重点強化施策等を展開している。

そして両統括団体は、その前身である大日本体育協会が1911（明治44）年に創立されてから100年目にあたる2011（平成23）年7月にその創立100周年記念事業の１つとして、**スポーツ宣言日本―21世紀におけるスポーツの使命―**を採択し、新たな100年に向けた21世紀スポーツにおけるその使命をスポーツとかかわりの深い3つのグローバル課題に集約して宣言した（**表5**）。このような宣言文は日本初のことであるとともに、民の立場からのスポーツプロモーション・ビジョンとしても画期的であり、今後の使命達成に向けた独自の実行計画等の策定と具体的な実施が期待されるところである。

表4●「スポーツ基本計画」（中間まとめ、2012年2月現在）の骨子

1　スポーツをめぐる現状と今後の課題
　1）背景と展望―目指すべき具体的な社会の姿
　　①青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
　　②健康で活力に満ちた長寿社会
　　③地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
　　④国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力のある社会
　　⑤平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される社会
　2）スポーツ基本計画の策定
　　10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間
2　今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針
　→※以下、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の各項目と重複
3　今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策
　1）学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
　　・今後10年以内に子どもの体力が1985（昭和60）年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間に体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標
　2）若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
　　・成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%）となることを目標
　　・成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目標
　3）住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
　　・総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等
　4）国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
　　・夏季、冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、及び世界選手権大会を加えて過去最多を超える入賞者数の実現
　　・オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングが、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標
　　・パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングが、直近の大会（夏季大会17位/2008北京、冬季大会8位/2010バンクーバー）以上をそれぞれ目標
　5）オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
　6）ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
　7）スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
　　・拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
4　施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項
　1）国民の理解と参加の促進、2）関係者の連携・協働による計画的・一体的推進、
　3）財源の確保と効率的・効果的な活用、4）計画の進捗状況の検証と計画の見直し

4 スポーツプロモーションの課題と展望

1）スポーツプロモーションの対象としての「スポーツ」と「運動」

我が国におけるスポーツプロモーションの施策は、21世紀に入って新たな国家レベルの具体的なビジョンとして展開されてきている。大きくは、〈旧文部省 ― 現文部科学省〉を中心とした〈体育 ― スポーツ〉を対象とする流れであり、もう1つは〈旧厚生省 ― 現厚生労働省〉を中心とした〈健康 ― 運動〉を対象と

表5●「スポーツ宣言日本―21世紀におけるスポーツの使命」（日本体育協会・日本オリンピック委員会）の骨子

（スポーツの定義）
・スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。
（スポーツのグローバルな課題）
1　スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。
人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。
21 世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。
2　スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。
21 世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。
3　スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を素直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。
21 世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。
（21 世紀的価値の伝道者）
・スポーツに携わる人々は、これからの複雑で多難な時代において、このような崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの21 世紀的価値の伝道者となることが求められる。

する流れである。前者は、スポーツ振興法に基づくスポーツ振興基本計画の策定・実施からスポーツ立国戦略やスポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画の策定へと推移し、総じてスポーツの大衆化と高度化のより一層の推進を求めるとともにその好循環をめざしている。また後者では、健康日本21に基づく健康増進法の制定や国民健康づくり運動の量的数値目標達成をめざした具体的な施策展開によって、健康づくりの手段としての運動という観点からスポーツプロモーションとのつながりを持つものである。いずれの施策も諸外国のスポーツプロモーションの動向と関係しながら、明確な目標や数値を掲げ、その達成期限を設けて評価しようとしているところに共通点がある。それ自体は、行政が掲げるスポーツプロモーションにかかわる政策の政治的責任を明確にしているという点で特筆すべきことであろう。

しかしながら、プロモーションの政策対象としての「スポーツ」は教育なのか、あるいは文化なのか。また「スポーツ」と「運動」との関係におけるプロモーションの政策的なシナジー効果（相乗効果）を上げるには、どのようなプロモーション政策の統合性や組織編制の再編が求められるのか。そこには、スポーツプロモーションとヘルスプロモーションの統合的なシステム・マネジメントのあり方が課題として残されているように思われる。

2）スポーツ・運動需要とスポーツプロモーションの展望

上記1）の課題から考えると、我が国のスポーツプロモーションの歴史を振り返ってみたとき、その施策がスポーツや運動を行わせる側の立場からの体育的な論理ではなく、日々の生活のなかで行う側の立場からのスポーツへの文化的な論理（＝スポーツに対する欲求と必要）にどれだけ基盤を置いて構想されているのかは未だに明らかではないように思われる。人びとのそのような態度や価値観をどのような立場から育成し、生活のなかの重要な課題としてスポーツや運動へのかかわりを深める学習を行っていくのかは今後の課題であろう。総じて＜スポーツ振興基本計画→スポーツ基本計画＞の流れのなかでは、総合型地域スポーツクラブの育成が定期的スポーツ参加者を増加させていく対策の中心になっているが、例えば週1回以上定期的にスポーツを行っている人は、クラブ加入者よりもむしろクラブ非加入者の方が約2～2.5倍以上多く存在しているというデータもある（**図3**）。このようなクラブに加入しないで定期的にスポーツを行っている人たちの動向をどのように考え、プロモーションしていくのかもクラブ加入を増加させようとする方策と並んで重要な課題といえるだろう。

いずれにしても、スポーツプロモーションに政治の側の行政施策が明確に打ち出されていくことは、それ自体たいへん重要なことである。しかし一方で、本来自由な活動として自己の欲求を充足させる文化的な身体活動であるスポーツが、行政施策の積極的な対象となることは、半面スポーツがどのような意味

であれ、政治的課題の対象として一方的にコントロールされることをも意味している。だから、いくら明確なビジョンや目標を行政的な立場で立案しても、それが人々の生活の課題として受けとめられない限り、自ら多少の金銭を払ってでも継続的に活動しようとする対象にはならないということであろう。今後のスポーツプロモーションを考える場合、行政施策の目標やその根拠について、地域の人びとの生活や暮らしのあり様から十分に検討するとともに、これまで述べてきたような我が国におけるスポーツプロモーションの歴史社会的特徴を踏まえて、それぞれの立場から現場のきめ細かな視点に基づいたスポーツプロモーションのビジョンを構想していくことがよりいっそう重要になってくると思われる。

【引用・参考文献】
1）池田勝：新ヨーロッパ・スポーツ憲章に学ぼう．体育科教育，44（13）：36-38，1996
2）池田勝：世界のスポーツ政策の動向．pp.89-118，池田勝他（編），スポーツの政治学，杏林書院，1999
3）文部科学省委託調査：「スポーツ政策調査研究」報告書，笹川スポーツ財団，2011

図3●クラブ加入状況別にみる週1回以上の運動・スポーツ実施率の推移

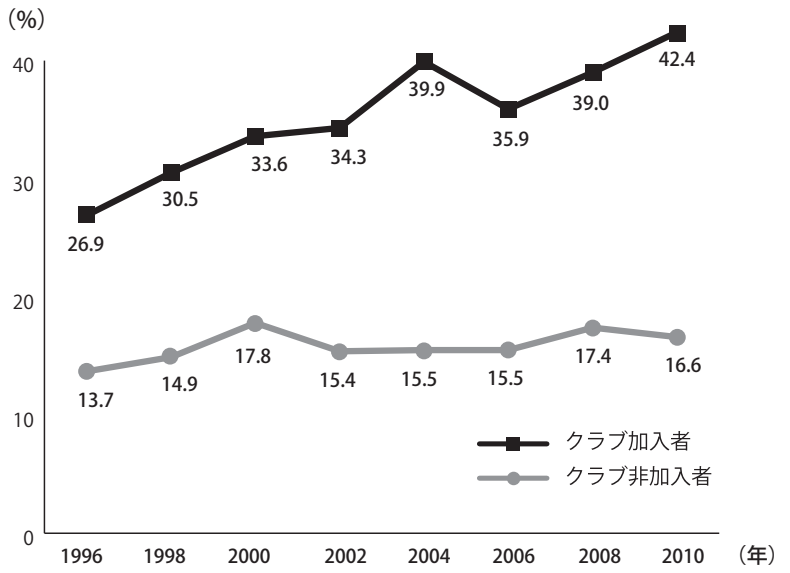

笹川スポーツ財団「スポーツ活動に関する全国調査」(1996～2010)より作成